地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第十号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第十一号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十四号中「効力」の下に「、第四十四条の二（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入）、第五十二条（貸倒引当金）、第五十七条の四（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）」を加え、「又は決定」を削り、「及び第百六十条」を「、第百六十条」に、「の場合」を「及び第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）の場合」に改める。

第九条第一項第十号中「に含まれない所得」を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する事業で財務省令で定めるものにより、その業務を利用する者の居宅その他財務省令で定める場所において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は児童福祉法第五十九条の二第一項（認可外保育施設の届出）に規定する施設その他の財務省令で定める施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品（前号に規定する学資に充てるため給付される金品を除く。）

第九条第二項第二号中「の金額の計算」を削る。

第十条第一項中「の交付）の」を「）の」に改め、「寡婦年金の」及び「（非課税所得）」を削り、同項第一号中「の申告書」を「に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第三項中「その個人」を「その者」に改め、同条第四項中「記載した申告書」の下に「（以下この条において「非課税貯蓄限度額変更申告書」という。）」を加え、同条第五項中「前項の申告書を」を「非課税貯蓄申告書又は前項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印」を「告知をした事項につき確認」に改め、同条第六項中「同項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第七項中「又は第四項の申告書に」を「又は非課税貯蓄限度額変更申告書に」に改め、同項第一号中「第四項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に、「第三項第四号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「確認した旨の証印」を「確認」に、「第四項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第一項、第三項又は第四項に規定する個人は、これらの規定による申込書又は申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する金融機関の営業所等に対し、これらの申込書又は申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該個人は、これらの申込書又は申告書を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

9　前項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「又は非課税貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「に記載すべき事項又は非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第十一条第三項中「この条」を「この項」に改め、「する者」の下に「（次項において「支払者」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を前条第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。

第三十条第二項中「退職手当等が」の下に「、短期退職手当等である場合には次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とし、」を加え、「には、」を「には当該」に、「）と」を「とする。）と」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　百五十万円と当該退職手当等の収入金額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

第三十条第三項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外」を「一般退職手当等（退職手当等のうち、短期退職手当等（第四項に規定する短期退職手当等をいう。以下この項において同じ。）及び特定役員退職手当等（第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項において同じ。）のいずれにも該当しないものをいう。以下この項において同じ。）、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上」に改め、「当該」の下に「一般退職手当等に係る勤続年数、当該短期退職手当等に係る短期勤続年数又は当該」を加え、「と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している」を「に重複している」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定する短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（前項第一号に規定する勤続年数のうち、次項に規定する役員等以外の者としての政令で定める勤続年数が五年以下であるものをいう。第七項において同じ。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであつて、次項に規定する特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による課徴金及び延滞金

第七十八条第二項第三号中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加える。